

糸島市公募展支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、糸島市公募展支援事業（以下「支援事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本支援事業は、糸島市文化芸術推進基本計画（以下「基本計画」という。）の策定を記念して、基本計画に掲げる「施策1 市民一人ひとりの文化芸術活動の応援」の実現に向け、文化芸術に係る市民公募展又は発表イベント（以下「公募展等」という。）の充実を図るため、公募展等における市長賞の設置及び副賞の提供を行うことにより、市民が文化芸術活動を続け、新しい表現に挑戦することへの支援を行うことを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において文化芸術とは、基本計画に掲げる対象となる文化芸術の範囲に該当するものをいう。

(対象公募展等)

第4条 支援事業の対象となる公募展等（以下「対象公募展等」という。）は、次の各号を満たすものとする。

- (1) 公募を行う内容が文化芸術に係るものであること
- (2) 糸島市民を対象とする公募を行うものであること
- (3) 応募された成果の審査を行い、その結果を公表又は発表する機会を有すること
- (4) 前号に規定する公表又は発表する機会として展示会や表彰式を行う場合に、その会場が糸島市内であること
- (5) 糸島市又は糸島市教育委員会の共催又は後援を受けて実施するものであること

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する公募展等は、支援事業の対象としない。

- (1) 営利を目的として実施するもの（商品、サービス、企業、団体等の宣伝展示、作品及び物品の即売等を含む。）
- (2) 糸島市からの補助、助成、委託等を受けて実施するもの
- (3) 政治・宗教活動を目的として実施するもの
- (4) 収益の寄附や募金を目的として実施するもの
- (5) その他地域振興部長が適当でないと認めるもの

(申請事業者)

第5条 支援事業の申請を行うことができる者（以下「申請事業者」という。）は、前条に規定する対象公募展等を主催する団体（法人格の有無を問わない。以下同じ。）とする。

2 申請事業者又はその代表者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本支援事業の申請を行うことができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第

2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

(2) 同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(4) その他地域振興部長が補助対象者として適当でないと認める者

（支援内容）

第6条 本支援事業における支援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 対象公募展等における市長賞の設置

(2) 市長賞に係る副賞の提供

（市長賞）

第7条 前条第1号に規定する市長賞の設置については、対象公募展等あたり1件まで設置できるものとする。ただし、次条ただし書きの規定による場合は、この限りでない。

（市長賞の副賞）

第8条 第6条第2号に規定する副賞の提供については、予算の範囲内で行うものとし、1件につき次の各号に定める内容とする。ただし、同一の対象公募展等において次の各号の区分をそれぞれ設けて公募を行う場合は、重複を妨げない。

(1) 広く一般を公募対象とする公募展等は、額面10,000円分の糸島市商工会商品券

(2) 公募対象を子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）に限定する公募展等は、額面5,000円分の図書カード

（申請）

第9条 本支援事業の支援を受けようとする申請事業者は、市が定める募集開始日から、本支援事業の実施に係る年度の末日までの期間に、糸島市公募展支援事業申請書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）に必要な書類を添えて申請しなければならない。

2 前項に規定する申請は、対象公募展等において、応募された成果の審査結果を公表又は発表する日の前日から起算して30日前までに行われなければならない。

（支援公募展等の決定）

第10条 地域振興部長は、前条に規定する申請を受理したときは、その内容を審査の上、適正と認めたものについて、申請を受理した順が早いものから、予算の範囲内で支援の対象とする公募展等（以下「支援公募展等」という。）を決定するものとする。

2 前項の規定により支援公募展等が決定したときは、糸島市公募展支援事業支援公募展等決定通知書（様式第3号）により速やかに申請事業者に通知し、第6条に規定する支援を行う。

3 地域振興部長は、第1項の決定に際し、必要な条件を付することができる。

（事業の変更等）

第11条 前条の規定により支援公募展等の決定を受けた者（以下「支援事業者」という。）は、決定を受けた公募展等の内容を変更し、又は公募展等を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ糸島市公募展支援事業支援公募展等（変更・中止）申請書（様

式第4号)を地域振興部長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 地域振興部長は、前項の申請があったときは、その内容を審査の上、公募展等の変更又は中止の承認又は不承認について決定し、糸島市公募展支援事業支援公募展等決定変更通知書(様式第5号)により支援事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 支援事業者は、支援公募展等が完了したとき(支援公募展等を廃止した場合にあっては、その承認を受けたとき)は、支援公募展等の完了の日から起算して15日以内又は支援公募展等実施に係る年度の末日のいずれか早い日までに、糸島市公募展支援事業実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、地域振興部長に提出しなければならない。

- (1) 支援公募展等の審査の経過が確認できる資料
- (2) 支援公募展等の実施状況及び応募又は参加人数が確認できる資料
- (3) 支援公募展等の審査の結果を公表又は発表したことが確認できる資料
- (4) その他地域振興部長が必要と認める書類

(帳簿等の整備及び保管)

第13条 支援事業者は、支援公募展等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、かつ、当該帳簿及び書類(以下「帳簿等」という。)を支援公募展等の完了の日の属する年度の翌年度から起算して1年間保管しなければならない。

(調査等)

第14条 地域振興部長は、支援公募展等の適正な執行を確保するために必要があると認めるときは、支援事業者に対して報告を求め、又は支援事業者の帳簿等を調査することができる。

- 2 支援事業者は、前項の調査を拒んではならない。

(支援公募展等決定の取消し)

第15条 地域振興部長は、支援事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援公募展等の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第4条第1項に規定する対象公募展等に該当しない、又は同第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により支援公募展等の決定を受けたとき。
- (3) 第6条に規定する支援内容を他の用途に使用したとき。
- (4) 支援公募展等に関して、法令若しくはこの要綱の規定又は支援公募展等の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。
- (5) 支援公募展等の決定後に、支援事業者が第5条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。

(支援内容の停止及び返還)

第16条 地域振興部長は、前条の規定により支援公募展等の決定を取り消した場合におい

て、市長賞の設置承諾を取り消すとともに、既に副賞に該当する糸島市商工会商品券又は図書カードが提供されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第9条関係）

糸島市公募展支援事業申請書

年 月 日

糸島市地域振興部長 様

住 所

団体等名

代表者名

生年月日 年 月 日

性 別 男 ・ 女

下記のとおり公募展等を実施するにあたり、支援を受けたいので、糸島市公募展支援事業実施要綱第9条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 対象となる年度

年度

2 公募展等の名称

3 公募展等の内容

(1) 公募展等の対象分野（複数記載可）

(2) 対象者（複数部門又は区分がある場合はそれぞれ記入）

(3) 公募展等の目的及び概要

(4) 審査結果の発表又は公表の方法

(5) 審査結果の発表又は公表を行う場所又は会場

4 期間等

(1) 公募期間

年 月 日～ 年 月 日

(2) 審査期日又は期間

年 月 日～ 年 月 日

(3) 審査結果の発表又は公表の期日又は期間

年 月 日～ 年 月 日

5 支援内容の別

(1) 市長賞（該当するものに○）

- ① 既に糸島市から設置の承諾を受けている（本支援事業での新設は不要）
- ② 新設のため本支援事業により設置を希望する

(2) 市長賞の副賞（該当するものに○）

- ①（公募の対象が広く一般であるもの） 糸島市商工会商品券10,000円分
- ②（公募の対象を子どもに限定するもの）図書カード 5,000円分

6 添付資料

- (1) 公募展等の企画書又は実施要領
- (2) 公募展等の周知または公募に係るチラシ・パンフレット
- (3) 糸島市又は糸島市教育委員会の共催等決定通知書の写し
- (4) その他（ ）

様式第2号（第9条関係）

誓約書

糸島市地域振興部長 様

糸島市公募展支援事業の申請にあたり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 申請する公募展等が、糸島市公募展支援事業実施要綱第4条第2項に規定する支援事業の対象としない要件に該当しないことの確認
 - (1) 営利を目的として実施するもの（商品、サービス、企業、団体等の宣伝展示、作品及び物品の即売等を含む。）
 - (2) 糸島市からの補助、助成、委託等を受けて実施するもの
 - (3) 政治・宗教活動を目的として実施するもの
 - (4) 収益の寄付や募金を目的として実施するもの

- 2 申請事業者及びその代表者が、糸島市公募展支援事業実施要綱第5条第2項に規定する支援事業の申請を行うことができない要件に該当しないことの確認
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - (2) 同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

この申請について、上記1の各号及び2の各号いずれにも該当しません。

年 月 日

氏 名 _____

（自署、又は記名・押印）

様式第3号（第10条関係）

糸島市公募展支援事業支援公募展等決定通知書

第 号
年 月 日

様

糸島市地域振興部長

年 月 日付けで申請のあった糸島市公募展支援事業について、下記のとおり決定しましたので、糸島市公募展支援事業実施要綱第10条第2項の規定により、通知します。

記

1 決定区分

支援公募展等に 採 択 ・ 不 採 択

2 対象となる年度

年度

3 公募展等の名称

4 支援内容の別

(1) 市長賞の設置

既設につき新たな承諾は不要 ・ 本支援事業により設置を承諾する

(2) 市長賞の副賞の提供

① 糸島市商工会商品券10,000円分（広く一般を対象とする公募）の提供

② 図書カード5,000円分（子どもを対象に限定する公募）の提供

5 支援公募展等の条件

6 不採択の理由

様式第4号（第11条関係）

糸島市公募展支援事業支援公募展等（変更・中止）申請書

年 月 日

糸島市地域振興部長 様

住 所

団体等名

代表者名

年 月 日付け 第 号で決定を受けた支援公募展等について（変更・中止）したいので、糸島市公募展支援事業実施要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更内容 （ 以下の通り変更 ・ 中止 ）

2 支援内容の変更 あり ・ なし
（「あり」の場合、その内容）

3 変更・中止の理由

4 添付資料

(1) 変更内容もしくは中止にいたる経緯等が分かる資料

(2) その他（ ）

様式第5号（第11条関係）

糸島市公募展支援事業支援公募展等決定変更通知書

第 号
年 月 日

様

糸島市地域振興部長

年 月 日付けで申請のあった支援公募展等に係る（変更・中止）について、
下記のとおり決定しましたので、糸島市公募展支援事業実施要綱第11条第2項の規定により、
通知します。

記

- 1 決定区分 承認 ・ 不承認
- 2 変更後の支援内容
- 3 承認の条件
- 4 不承認の理由

様式第 6 号（第12条関係）

糸島市公募展支援事業実績報告書

年 月 日

糸島市地域振興部長 様

住 所

団体等名

代表者名

年 月 日付け 第 号において決定を受けた支援公募展等について、糸島市公募展支援事業実施要綱第12条の規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

1 対象となる年度 年度

2 支援公募展等の内容

(1) 公募展等の名称

(2) 公募期間

年 月 日～ 年 月 日

(3) 審査期日又は期間

年 月 日～ 年 月 日

(4) 審査結果の発表又は公表の期日又は期間

年 月 日～ 年 月 日

(5) 審査結果の発表又は公表を行う場所又は会場

(6) 応募又は参加人数

3 市長賞の授与及び副賞の提供

(1) 市長賞受賞者氏名

(2) 市長賞受賞作品・成果等の名称

4 支援公募展等完了年月日 年 月 日

5 添付資料

(1) 支援公募展等の審査の経過が確認できる資料

(2) 支援公募展等の実施状況及び応募又は参加人数が確認できる資料

(3) 支援公募展等の審査の結果を公表又は発表したことが確認できる資料

(4) その他参考となる資料